○経済産業省
国土交通省告示第二十八号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年九月十七日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年四月十八日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS2－165	ヴィルトゲン W35R1	ヴィルトゲン・ジャパン株式会社	東京都千代田区神田神保町二丁目20番6号

○経済産業省
国土交通省告示第二十九号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年九月十七日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年四月十八日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS3－27	中山鉄工所 NE300J－2	株式会社中山鉄工所	佐賀県武雄市朝日町大字甘久2246番地1

○経済産業省
国土交通省告示第三十号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年九月十七日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年四月十八日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS2－166	コンポターン T2500_1	緑産株式会社	神奈川県相模原市中央区田名3334番地5
NS2－167	コンポターン T3000_1	〃	〃

○経済産業省
国土交通省告示第三十一号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年九月十七日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年四月十八日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS2－168	ナラコウギョウ NK110	株式会社ナラ工業	北海道江別市野幌代々木町13番地の1

○経済産業省
国土交通省告示第三十二号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年九月十七日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年四月十八日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS2－169	KOOPS－MP VTBA－1	富山県花卉球根農業協同組合	富山県砺波市大門381番地

○経済産業省
国土交通省告示第三十三号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年九月十七日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年四月十八日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS2－170	HBM－NOBA S BG 110 T－5	西尾レントオール株式会社	大阪市中央区東心斎橋一丁目11番17号

○経済産業省
国土交通省告示第三十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年九月十七日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年四月十八日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS3－28	JCB 4000－4	有限会社アグリダイレクト	北海道河西郡芽室町東芽室北一線18番地7
NS3－29	JCB 4000－5	〃	〃

○経済産業省
国土交通省告示第三十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年九月二十四日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年四月十八日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代